⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⑾　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑿　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である（入札説明書参照。）。

⒀　地域外（遠隔地）からの建設資材調達費用に対する積算方法　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である（入札説明書参照。）。

⒁　地域外（遠隔地）からの労働者確保に要する費用の積算方法　本工事は、契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について、支出実績を踏まえ設計変更により対応する試行工事である（入札説明書参照。）。

⒂　現場代理人の常駐義務の緩和　現場代理人の工事現場における常駐義務は、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間等について、一定の要件の下で緩和される（入札説明書参照。）。

⒃　本工事は、発注者に提出する工事書類の簡素化を図る工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「管」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　北海道開発局における工事区分「管」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、950点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が、950点以上であること。）。

なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員についても、経営事項評価点数が950点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が、950点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　企業は、平成14年度から資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了した次のアの基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む。）を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、イの基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む。）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まないものとする。

なお、当該実績が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、北海道開発局営繕部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の基準を満たす工事として妥当と判断された場合は、参加を認める。

ア　同種工事１

・次の㋐から㋔の条件を満たす新設、増設又は改設を含む工事

㋐　建物用途　博物館、美術館、図書館、研究施設、医療施設、事務所・庁舎、又は事務所・庁舎の類似施設（※２）

㋑　構造　鉄骨造（プレハブを除く）、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造

㋒　工事規模　新設の場合は、新築延べ面積が3,000㎡以上

増設の場合は、増築部分の延べ面積が3,000㎡以上

改設の場合は、改設した対象面積が3,000㎡以上

㋓　階数　問わない

㋔　工事種目　空気調和設備のシステム一式

イ　同種工事２

・次の㋐から㋔の条件を満たす新設、増設又は改設を含む工事

㋐　建物用途　博物館、美術館、図書館、研究施設、医療施設、事務所・庁舎、又は事務所・庁舎の類似施設（※２）

㋑　構造　鉄骨造（プレハブを除く）、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造

㋒　工事規模　新設の場合は、新築延べ面積が1,000㎡以上

増設の場合は、増築部分の延べ面積が1,000㎡以上

改設の場合は、改設した対象面積が1,000㎡以上

㋓　階数　問わない

㋔　工事種目　空気調和設備のシステム一式

※１　上記ア、イについては、民間工事を含むものとする。

※２　事務所・庁舎の類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれに類する室（空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

⑹　本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊現場説明書、別冊図面及び別冊仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること（特定建設工事共同企業体の場合は、全ての構成員が配置できること。）。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに本工事に配置できること（特定建設工事共同企業体の場合は、全ての構成員が配置できること。）。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合においては、監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がされない場合は入札を無効とすることがある。

ア　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者を配置するものとする。

イ　平成14年度から資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了した⑸アの基準を満たす工事を元請として施工した工事経験（民間の施工経験を含む。）を有すること。特定建設工事共同企業体の代表者以外の配置技術者の工事経験は問わない（共同企業体の構成員としての工事経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における工事経験は含まないものとする。

なお、当該経験が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号。）に基づく指名停止を受けていないこと。

第明治三十五種郵便物認可